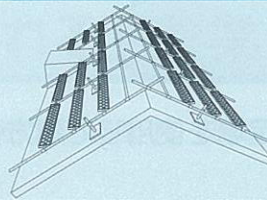


● 屋根からの墜落防止

屋根勾配が6/10以上である場合又はすべりやすい材料の屋根下地の場合には、20cm以上の幅の作業床を2m以下の間隔で設置。

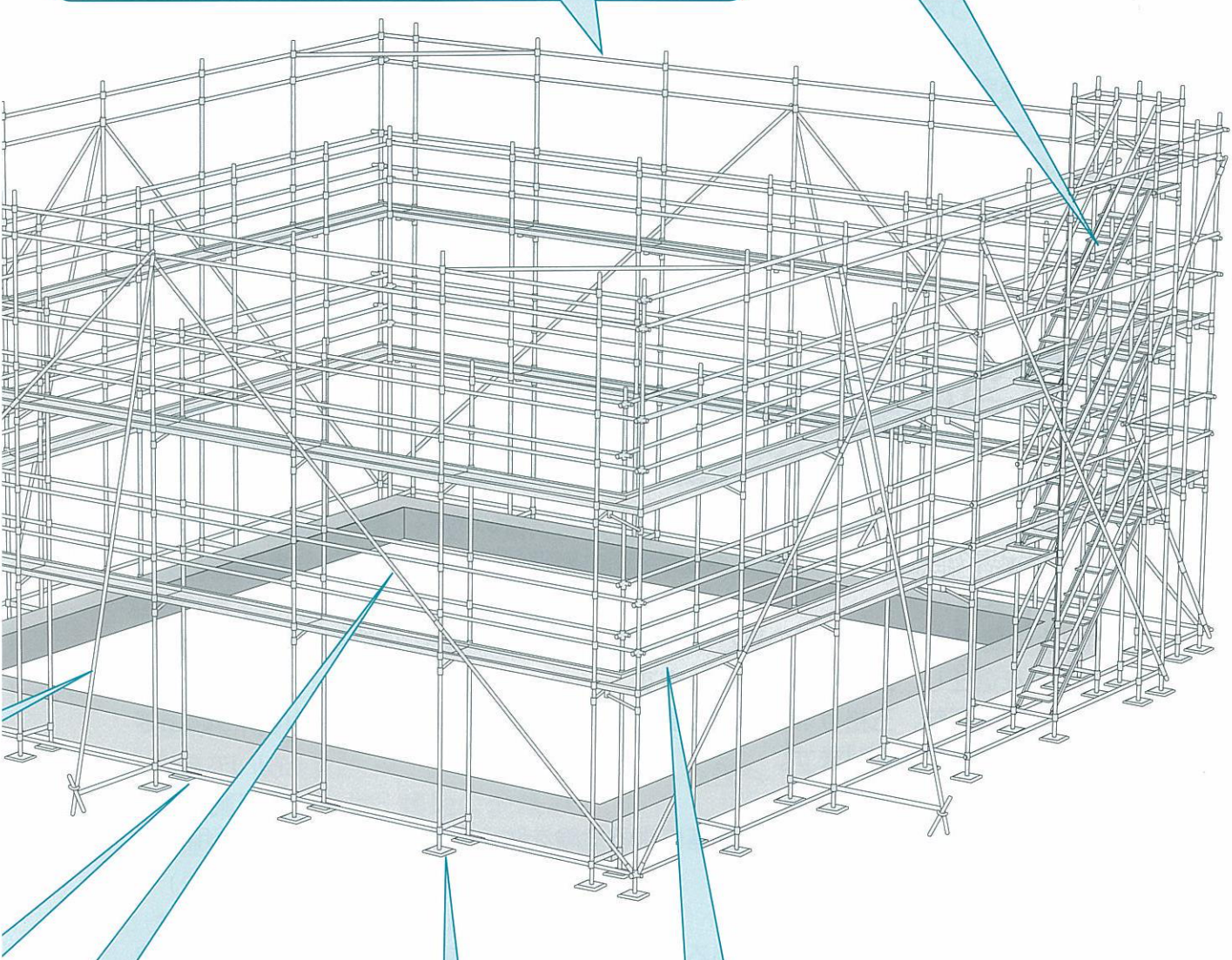


● 軒先からの墜落防止*

- ① 足場の建地を屋根の軒先の上に突き出し、その建地に手すりを設置。その手すりは、軒先から85cm以上の高さに設け、かつ、高さ35cm以上で50cm以下に中さんを設ける。
- ② 軒先と建地との間隔は、30cm以下。

● 昇降設備

足場には階段を設置。
踏面は等間隔で設け、幅は20cm以上、けあげの高さは30cm以下とし、手すりを設置。



● 筋かい
各面におおむね45度の傾きの筋かいを全層及び全スパンにわたって設置。

低い位置に設置。
部等がある場合には、筋かい

● 作業床
作業床の幅は、40cm以上。ただし、ブラケット側足場であって40cm以上の幅の作業床を設けることが困難な場合には、24cm以上の幅の作業床とすることができる。

● 敷板及び敷盤等
足場には敷板を用いる。ただし、地盤の不等沈下のおそれがない場合には敷盤等を使用することができる。不等沈下が見られる場合には、ジャッキ型ベース金具等により調整。

* 軒先からの墜落防止として①及び②に加えて、軒先の高さに滑り止め用の布材を設置する等の工夫例が多くなっています。